

出席停止の連絡票

令和 年 月 日

保護者様

富山県立にいかわ総合支援学校長

医師の診察により学校において予防すべき感染症にかかっている、またはかかっている疑いがあると診断された場合は、学校保健安全法により感染のおそれなくなるまで出席停止となります。

医師から登校の許可が出ましたら、下記の「登校許可証明書」に記入してもらい、再登校初日に必ず学校へ提出してください。なお、この期間は欠席とみなしません。

氏名 _____ 部 _____ 学年 _____ 氏名 _____

主治医様

診断・治療のうえ、下記の登校許可証明書を記入いただき、本人に渡して下さるようお願いいたします。

登校許可証明書

学校長様

診断名 _____

初診 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

感染の恐れがないので、____月____日より登校してもよいことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

主治医氏名 _____

- ・インフルエンザについては「登校許可証明書」ではなく、保護者記入による「インフルエンザ治癒報告書」での報告をお願いします。
- ・不明な点がありましたら養護教諭へお問い合わせください。(にいかわ総合支援学校 0765-54-1288)

【学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準】

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	※下記参照	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで 保護者記入による「インフルエンザ治癒報告書」での報告をお願いします。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、また5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3類	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	腸チフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他の感染症	感染症と診断された場合は保健室までご相談ください。

※第1種感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症